

(公 印 省 略)
令和 6年 4月 5日

会 員 各 位

佐用町商工会
会長 井 口 覚

『佐用町商工会 商品券』の取扱店 追加 募集について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、佐用町施策の『子育て支援助成金』の支給が商品券にて実施されております。

この取り組みは以前ご案内のとおり、町行政の『助成金』を現金に換えて『商品券』により支給することにより、町外への現金流出を防ぎ、町内の商工業者の活性化を図るものです。

つきましては、現在取扱店登録をされていない事業所で、今後取扱いを希望される事業所は、別紙の要領をご確認いただき、お申し込み頂きますようご案内申し上げます。

記

申 込 期 限 令和6年4月19日 17時 (期限以降も随時受け付けします。)

※取扱店一覧表は、商品券支給時に配布されます。

上記以降のお申し込みで取扱店一覧表印刷に間に合わない場合、取扱店一覧表の記載は、次回以降の記載になります。

取扱店登録条件 佐用町商工会会員の内、以下の条件のいずれかに該当する者。
①本社を佐用町内に置く法人会員。
②代表者が佐用町民であり事業所が佐用町内にある法人会員。
③納税地が佐用町内の個人会員。
④店舗等が佐用町内のみで営業する個人会員

申 込 場 所 佐用町商工会 TEL 82-2218 FAX 82-3386
F A X 可 (ただし、後日申請書原本を提出のこと)

- (注) ・本募集文書は、非該当が明白な方以外の、未登録事業者すべてにご案内いたしております、業態的に商品券の收受がない、又は登録条件に該当しない事業所は、この案内文書が届きましても、取扱店登録の対象外事業所とご理解ください。
・商品券について、『子育て支援助成金』以外に「ふるさと振興券」として佐用郡森林組合の木材買い取り事業、佐用町が実施する他の給付事業等でも活用されております。

※お問い合わせは、商工会事務局へご連絡下さい。

「佐用町商工会 商品券」実施要領

1. 目的 佐用町『子育て支援助成金』の支給により、保護者の負担軽減をすると共に、その助成金を町内商工業者の活性化のため商品券として発行する。
2. 発行者 佐用町商工会
〒679-5301 兵庫県佐用郡佐用町佐用3043-1 TEL 82-2218
3. 発券 発券は、佐用町の実施する助成金としての支給分のみとする。
※『子育て支援助成金』の助成対象は、佐用町内の小学校児童・中学生を扶養する保護者とする。
※佐用郡森林組合が実施する木材買い取り事業での発券をいたします。
※町などが実施する他の給付事業等への活用が決定した場合は、発券項目を追加いたします。

4. 商品券の概要

- 1) 発行総額 年間約2,200万円（前期・後期の2回に分割助成）
- 2) 額面金額 1,000円
- 3) 有効期限 発行(支給)日より約6ヶ月間
前期発行(5月頃)の有効期限は、毎年9月30日まで
後期発行(10月頃)の有効期限は、毎年3月31日まで
- 4) 換金手数料 ~~額面金額の1%（換金時に差し引きします。）~~
(現在、コロナ関連、景気対策として無料とします。)
- 5) 振込手数料 換金支払時の振込手数料は、商工会が負担します。

5. 商品券の取扱事業所登録

登録希望事業所は、本実施要領に記載した事項を確認の上、別紙『佐用町商工会 商品券』取扱店登録申込書・誓約書に必要事項を記載の上、佐用町商工会事務所へ提出すること。

- 1) 申込 随時受付
商品券支給時に配付する取扱店一覧は、申し込み後、最初の発行時に掲載いたします。（前期・後期の給付時に発行します。）
- 2) 取扱店登録条件
佐用町商工会会員の内、以下の条件のいずれかに該当する者。
 - ①本社を佐用町内に置く法人会員。
 - ②代表者が佐用町民であり事業所が佐用町内にある法人会員。
 - ③納税地が佐用町内の個人会員。
 - ④店舗等が佐用町内のみで営業する個人会員。

6. 商品券の取扱・換金に係る確認事項

1) 商品券の回収（お客様の利用時）

- ①「商品券」は、釣り銭の対応をすること。
- ②「商品券」の有効期限を確認し、有効期限切れの商品券は、受け取らないこと。
- ③「商品券」の受け取りにあたって取扱店は、見本券と照合するなど適正な券であるか十分確認すること。
- ④回収した「商品券」が偽造券であることを発見した場合は、直ちに佐用町商工会に通報し、回収した偽造券を引き渡すこと。
- ⑤偽造商品券が使用された場合、単純な確認作業の怠りなど取扱店に明らかな過失があると認められる場合は、偽造券に相当する金額の換金ができない場合があります。

2) 商品券の換金

取扱店は、受取った商品券裏面の取扱店印欄に取扱店名が判別できる印を押印し、「換金受付・請求書」に記入の上、「商品券」を商工会事務所に持参する。換金については、商工会が「換金受付・請求書」並びに「商品券」を確認のうえ、下記の日程で、口座振替にて支払う。

| 発行時期 | 換金受付 締切日 | 支払日 | 換金受付 最終期限 |
|---------|-------------|-------|--------------|
| 前期(5月) | 毎月10日 | 毎月20日 | 毎年 10月10日 |
| | 毎月25日 | 翌月 5日 | |
| 後期(10月) | 毎月10日 | 毎月20日 | 毎年 4月10日 |
| | 毎月25日 | 翌月 5日 | |

※上記日付が土日、祝祭日の場合は、翌営業日とします。

商品券は、発行時期毎の換金受付最終期限を過ぎた受付・換金はいたしません。換金受付最終期限には、十分お気を付けください。

3) 取扱店の表示等

店頭用の取扱店ポスターを配付いたしますので、必ず店頭に掲示ください。
(取扱店一覧表は、商品券支給時に受給対象者に配布致します。)

4) その他の確認事項

- ①取扱店は、「商品券」の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- ②取扱店が本要領に違反する行為を行った場合は、商工会は取扱い事業者の登録を抹消することができる。